

**魚津市の相対的低所得線の算出方法**

①世帯の収入を、世帯人数の平方根 ( $\sqrt{\quad}$ ) で割った (※) 等価世帯収入を算出。

②①で算出した収入を低い順に並べ、真ん中の順位の人(中央値)の収入の70%の額を算出。

このラインを今回の魚津市での調査での相対的低所得線とし、これを下回る収入の方が低所得層となります。

※年収800万円の4人世帯と、年収200万円の1人世帯では、どちらも1人当たりの年収は200万円となりますが、両者の生活水準が同じ程度とはいえません。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは世帯人員が多くなるにつれ割安になる傾向があるためです。

モデルケース (小学生の子どもがいる家庭とし相対的低所得線は234.79万円)

$\sqrt{3}=1.732$ 、  
 $\sqrt{4}=2$ 、  
 $\sqrt{5}=2.236$

①3人世帯(母親、子ども2人)世帯の収入300万円  
等価世帯収入  $300 \text{万円} \div \sqrt{3} = 173 \text{万円} < 234.79 \text{万円} \Rightarrow$  低所得層となる。

②3人世帯(両親、子ども1人)世帯の収入500万円  
等価世帯収入  $500 \text{万円} \div \sqrt{3} = 288 \text{万円} > 234.79 \text{万円} \Rightarrow$  非低所得層となる。

③4人世帯(両親、子ども2人)世帯の収入500万円  
等価世帯収入  $500 \text{万円} \div \sqrt{4} = 250 \text{万円} > 234.79 \text{万円} \Rightarrow$  非低所得層となる。

④5人世帯(両親、子ども3人)世帯の収入500万円  
等価世帯収入  $500 \text{万円} \div \sqrt{5} = 223 \text{万円} < 234.79 \text{万円} \Rightarrow$  低所得層となる。

⑤5人世帯(両親、子ども3人)世帯の収入800万円(父600万円母200万円)  
等価世帯収入  $800 \text{万円} \div \sqrt{5} = 357 \text{万円} > 234.79 \text{万円} \Rightarrow$  非低所得層となる。

